

(案)

第 5 次 地 域 管 理 経 営 計 画 書
第 5 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(福岡森林計画区)

(第 2 次変更計画)

計画期間	自 平成 2 7 年 4 月 1 日
	至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

(案)

第 5 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

(福岡森林計画区)

(第 2 次変更計画)

計画期間

自 平成 2 7 年 4 月 1 日
至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

地域管理経営計画の変更について

〔変更理由〕

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類が変更されたことから、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年6月23日法律246号）第6条及び国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第6条第9項に基づき、変更するものである。

国有林野の機能類型ごとの森林施業の方針等を定めた「管理経営の指針」（別冊）について、森林施業の変更等により見直しを行うことから、併せて変更する。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

（1）「2 国有林野の維持及び保存に関する事項」の「（3）特に保護を図るべき森林に関する事項」の「①保護林」を上記理由により変更する。

なお、「1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項」の「（2）機能類型に応じた管理経営に関する事項」の「管理経営の指針」（別冊）を上記理由により変更する。

目 次

2 国有林野の維持及び保存に関する事項	1
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	1
① 保護林	1

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

種 類	箇所数	面積 (ha)
<u>希少個体群保護林</u>	<u>3</u>	<u>82</u>
総 数	3	82

(案)

第 5 次国有林野施業実施計画書

(福岡森林計画区)

(第 2 次変更計画)

計画期間	自 平成 2 7 年 4 月 1 日
	至 平成 3 2 年 3 月 3 1 日

(平成 3 0 年 3 月変更)

九 州 森 林 管 理 局

国有林野施業実施計画の変更について

〔変更理由〕

保護林制度の改正について（平成27年9月28日付け27林国経第49号林野庁長官通知）により保護林の種類及び名称が変更されたことから、国有林野管理経営規程（平成11年1月21日農林水産省訓令第2号）第14条第2項に基づき、変更するものである。

なお、本変更計画の効力は、平成30年4月1日より生じる。

1. 現行計画（平成27年3月策定、平成29年3月変更、計画期間：平成27年4月1日～平成32年3月31日）の変更内容

- （1）「5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域」の「（1）保護林の名称及び区域」を上記理由により変更する。

目 次

5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	1
	(1) 保護林の名称及び区域	1

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	面 積 (ha)	位 置 (林小班)	特 徴 等
<u>希少個体群</u> <u>保護林</u>	<u>立花山クス</u> <u>ノキ遺伝資</u> <u>源</u>	既設	57.02	51に～と 52ろ～ろ2、へ、イ	クスノキの遺伝資源保存
	<u>若杉山スギ</u>	既設	3.74	17る、る1、ふ	スギ老齡人工林を保護し学 術研究等に資する
	<u>狩倉スタジ</u> <u>イ等</u>	既設	21.40	117り、ら	シイ、タブその他広葉樹の 天然林を保護し、学術研究 等に資する